平成２３年（フ）第３６０号
栃木県下野市柴99番地１　ウインズヒル202号室、前住所栃木県下野市柴99番地10
債務者　テラヤマ工産こと　今川　健太（旧姓寺山）
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３６１号
栃木県下野市柴99番地１　ウインズヒル202号室、前住所栃木県下野市柴99番地10
債務者　今川しおり
１　決定年月日時　平成23年６月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１５号
栃木県下都賀郡壬生町落合２丁目13番７号　サンハウスⅡ303
債務者　宮坂　正道
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４８０号
東京都目黒区目黒１－１－16－Ｂ－113、住民票上の住所東京都渋谷区猿楽町９－５－901
債務者　田中　順子
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０８号
東京都中野区白鷺３丁目２－７－750
債務者　岩井　　研
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５０９号
東京都大田区中央４丁目16―13　アンビションⅦ201
債務者　山田実千代
１　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５６７号
千葉県船橋市高野台４丁目９―20
債務者　佐藤　文信
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５６８号
東京都東村山市野口町２丁目13―77　第５ハシバハイツ302
債務者　志家　千春
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８５６９号
東京都新宿区中落合４丁目15―８―301
債務者　森垣　一俊
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９号
島根県益田市遠田町2407番地３アキュラ遠田Ｂ－５、前住所同町2583番地１
債務者　原田　　睦
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時15分　松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第２０号
島根県鹿足郡吉賀町七日市907番地１、前住所同町蓼野922番地
債務者　河野智世子
１　決定年月日時　平成23年６月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月30日午後１時15分　松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第３７９号
栃木県日光市瀬尾1085番地７
債務者　小暮　由美
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時20分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市上横田町868番地１　コーポ・アイ302号室
債務者　水澤　道代（旧姓石川）
１　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月26日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６０４号
東京都東村山市萩山町３丁目６番地15萩山町３丁目第２アパート15―302
債務者　津村　涼子（旧姓福川）
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年８月31日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７７号
東京都国分寺市日吉町４丁目７番地25本橋ハイツＡ102
債務者　元重　篤生
１　決定年月日時　平成23年６月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年９月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年９月２日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部